

歴代寶案 校訂本 第十冊

目次

グラビア	
教育長挨拶	
目次	
凡例	
存巻表	
第二集	
巻一二三 (嘉慶二一年〜嘉慶二三年)	1
巻一二四 (嘉慶二三年〜嘉慶二四年)	39
巻一二五 (嘉慶二四年)	89
巻一二六 (欠巻)	
巻一二七 (欠巻)	
巻一二八 (嘉慶二五年)	139
巻一二九 (欠巻)	
巻一三〇 (欠巻 三文書復元 道光元年)	161
巻一三一 (欠巻)	
巻一三二 (欠巻)	
巻一三三 (道光二年〜道光三年)	167
巻一三四 (道光三年)	201
巻一三五 (道光三年)	217
巻一三六 (道光三年〜道光四年)	247
巻一三七 (欠巻)	
巻一三八 (欠巻 二文書復元 道光四年)	277
巻一三九 (道光四年〜道光五年)	281
巻一四〇 (道光五年)	311
巻一四一 (道光四年〜道光六年)	367
巻一四二 (道光六年)	405
巻一四三 (道光六年)	449
巻一四四 (道光六年〜道光七年)	489
巻一四五 (道光七年)	541
解説	579
(付録) 第十冊 参照資料一覧	593

## 凡例

一、この校訂本『歴代寶案』は、同書第二集の現存する諸異本を校合し、第十冊に卷一二三〜一四五（但し、欠巻となつている卷一三〇は三文書を復元、卷一三八は二文書を復元）を収録したものである。

この凡例は、第十冊に適用する。

一、校合に使用した諸異本とその略称は次のとおりである。

旧沖縄県立図書館写本

県

台湾大学蔵写本

台

これらの諸異本の存巻表は凡例の次に表示した。

一、校訂の底本は、原則として次のとおりである。

旧沖縄県立図書館写本

卷一二五・一二八・一三三・一三五・一三六・一四〇

台湾大学蔵写本

卷一二三・一二四・一三四・一三九・一四一・一四二・

一四三・一四四・一四五

いずれの場合も二丁を一ページ（上下二段組）に収める活字本とした。

なお、欠巻となつている卷一三〇・卷一三八は、目録（上・

下本 校訂本第三冊収録）に照らし、中国第一歴史檔案館編『清

代中琉関係檔案選編』『清代琉球国王表奏文書選録』および法政大学沖縄文化研究所蔵「頒賜遺詔謝表」を底本として、五文書を復元した。これについては本冊末尾の解説で詳述する。

一、校合の原則は次のようである。

(1) 底本の体裁を保存するため、抬頭・欠字・空格等及び一丁の行数、一行の字数にいたるまでできるだけ底本に準じた。

(2) 一行の字数は抬頭を含めて十八字である。一行の字数が十八字を越えるものや、また十八字に満たないものは、いずれも字間を調整して行の移動を避け、また空格と区別できるようにした。

(3) 校異は原則として本文の当該文字あるいは底本の虫食・破損などで欠損する文字を示した□の右傍にページごとの注番号をつけ、依拠した諸本の略称と共に頭注に出した。

(4) 対応する文書または記事が、『清實録』等の参照資料に含まれる場合は、これを校合に使用し、それぞれの略称を用いて頭注に記した。

清實録（中華書局）

清實

中国第一歴史檔案館蔵軍機処檔案

軍檔

清代中琉関係檔案選編（中華書局）

選

中国第一歴史檔案館蔵内閣題本

内題

清代中琉関係檔案續編（中華書局）

續編

頒賜遺詔謝表（法政大学沖縄文化研究所蔵）

謝表

頒賜遺詔謝奏（法政大学沖縄文化研究所蔵） 謝奏

故宮博物院（台湾） 図書館蔵檔案史料（奏摺） 台故

故宮博物院（台湾） 図書館蔵檔案史料（上諭檔） 台上

清代中琉關係檔案三編（中華書局） 三

清代琉球国王表奏文書選錄（黃山書社） 表奏

嘉慶道光兩朝上諭檔（廣西師範大学出版社） 嘉道上

清代中琉關係檔案五編 五

中国第一歴史檔案館蔵宮中朱批奏摺 宮檔

那覇市史 資料篇第一卷六 家譜資料二 家譜二

(5) 校訂や校合に使用した諸本に存する文字の異同でも、一と壹、

二と貳等の数字の類および並と併、實と寔、据と據、于と於、同と全等の同義で使用されているものは、一々注記せず

に底本の文字を採用した。

(6) 底本の虫食・破損などで欠損する文字を諸異本に拠らず推定した場合は、頭注に「―カ」と注記した。

(7) 底本の誤字あるいは衍字と推定される場合は、当該文字の右横に注番号を入れ、頭注に「―ノ誤力」あるいは「衍字力」と注記した。また脱字と推定される場合は、当該箇所※印と注番号を付し、頭注に「―ヲ脱力」と注記した。

(8) 錯簡・挿入・欠落および留意点については、当該箇所※印を付し、頭注に注記した。

(9) 底本に存する誤字で頻出するものは、一々注記せずに訂正し

た。例えば、巳と己と巳、未と末、辨と辨・辨、紬と細、入と人と八、由と田、母と母、木偏と手偏、示偏と衣偏を誤用（混同）する類である。

一、字体については、原則として正字体に統一した。

人名の俗字・異体字については、底本に拠ったが、同一人物で二種の字体がみられる場合は、混同を避けるため、正字体を採用した。

一、各文書の最初に文書番号を付した。二―一二三―〇一は第二集 巻一二三の第一号文書を示す番号で、以下同様にして二―一四五―〇八までである。

なお、『歴代實案』の本文以外に、上奏文等が付帯している文書については、それぞれの文の右上に(本文)・(付文)と表示した。また、本文部分に付帯文書に言及した箇所が明示されている場合は、当該箇所の右側に※印をつけ、頭注に「本文書の付文を指す」と注記した。

一、各巻冒頭の巻数・収録年代等の表示は旧沖縄県立図書館写本と台湾大学蔵写本の内題に基づき、全巻について復元して活字にした（校訂本第三冊グラビア写真参照）。ただし表示された収録年代で、本文の収録文書の年代と誤差のあるものについては訂正した。

一、第十冊の本文の後に、第九冊・第十冊についての解説を付した。

一、解説の後に、第十冊の参照資料一覧を付した。

一、本冊の校訂は金城正篤氏が担当し、富田千夏氏の協力を得た。

一、本冊の底本に使用した旧沖縄県立図書館写本、台湾大学蔵写本等を所蔵する那覇市歴史博物館、台湾大学図書館をはじめ、校合に使用した資料を所蔵する中国第一歴史檔案館、故宮博物院（台湾）図書館、法政大学沖縄文化研究所等の御協力に対し、深く感謝の意を表するものである。

一、この校訂本に基づいた訳注本は続いて刊行される。

『歴代實案』校訂本 第9冊存巻表

(第9冊)

巻数	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	
収録年代	嘉慶十三	嘉慶十四	嘉慶十四	起嘉慶十四 至嘉慶十五	嘉慶十五	嘉慶十六	嘉慶十六	起嘉慶十八 至嘉慶十七	起嘉慶十七 至嘉慶十八	欠	起嘉慶十八 至嘉慶十九	嘉慶十九	嘉慶二〇	嘉慶二〇	起嘉慶二〇 至嘉慶二一	
鎌										巻						
県												◎	◎	◎	◎	
台	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	○	○	○	○
文書件数	8	6	9	17	28	2	4	11	10			11	21	5	9	13

巻数	※120	121	122
収録年代	起嘉慶二二 至嘉慶二三	嘉慶二三	嘉慶二三
鎌	◎		
県		◎	◎
台	○	◎	○
文書件数	6	6	8

◎印は底本

※巻120については、01～03号文書の底本は鎌倉影印本、04～06号文書の底本は台湾大学蔵写本である。

# 『歴代寶案』校訂本 第10冊存巻表

(第10冊)

巻数	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137
収録年代	起至嘉慶一三	起至嘉慶二四	嘉慶二四	欠	欠	嘉慶二五	欠	道光元	欠	欠	起至道光二三	道光三	道光三	起至道光三四	欠
鎌								※欠							
県			◎	卷	卷	◎	卷	卷	卷	卷	◎		◎	◎	卷
台	◎	◎	○			○					○	◎	○	○	
文書件数	15	13	11			10		3			19	3	13	18	

巻数	138	139	140	141	142	143	144	145
収録年代	道光四	起至道光四五	道光五	起至道光四六	道光六	道光六	起至道光六七	道光七
鎌	※欠							
県	卷		◎					
台		◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
文書件数	2	18	17	16	24	11	15	8

◎印は底本

※巻130は三文書、巻138は三文書を復元（解説参照）